

「岩手県子ども・若者自立支援ネットワーク会議」の設置について

1 本県における子ども・若者支援の現状

ニート、ひきこもりや不登校など、社会とのコミュニケーションをうまく取れないなどの理由から、修学や就業のいずれもできず、社会生活を円滑に営む上での困難を有する青少年の問題は、本県においても深刻化している。

青少年の健全育成については、その拠点施設として、平成 18 年に青少年活動交流センターを設置するとともに、行政機関や民間団体等と連携した取組を実施してきたところであるが、ニート等の困難を抱える青少年の課題に適切に対応するため、関係機関の連携体制を構築し、支援を充実させる必要がある。

2 ネットワーク会議の概要

(1) 設置目的

社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対し、青少年育成支援に関連する分野の関係機関・団体が連携し、それぞれの専門性を生かした支援を効果的かつ円滑に実施するため、子ども・若者育成支援推進法（平成 21 年法律第 71 号）第 19 条第 1 項に規定する子ども・若者支援地域協議会として、岩手県子ども・若者自立支援ネットワーク会議（以下「会議」という。）を設置する。

(2) 会議の具体的な役割

ア 県関係部局（機関）及び県内の各支援団体による連絡調整、情報交換を行い、連携体制を構築することにより、本県における子ども・若者支援の取組の充実を図る。

イ 会議を構成する機関が行う支援の充実を図るため、人材育成及び交流を目的とした研修会等を実施する。研修会等は、子ども・若者指定支援機関に指定する公益社団法人岩手県青少年育成県民会議が行う。

ウ 将来的には市町村を含めた支援ネットワークを構築し、県内各地域における子ども・若者支援の取組の充実を図る。

(3) 会議の取組内容

ア 会議の開催（年間 2 回程度）

イ 研修会等の実施（年間 4 回程度）

ウ 関係機関リストの作成（平成 29 年 3 月まで）※適宜更新

(4) 設置日

平成 28 年 12 月 1 日（木）

3 本県における子ども・若者支援ネットワーク（イメージ）



4 子ども・若者支援に関する総合相談窓口（平成 29 年 4 月設置）

幅広い分野にまたがる子ども・若者の問題への相談に対し、いわゆる「たらい回し」を防ぐため、関係機関のリストを整備し、子ども・若者に関する相談に応じ、関係機関の紹介、その他の必要な情報の提供及び助言を行う拠点を設置する。総合相談窓口の機能は、子ども・若者総合相談センターとして位置づける青少年なやみ相談室（青少年活動交流センター）及びひきこもり支援センター（岩手県精神保健福祉センター）が担う。